



1人10万円(特別定額給付金)の支給について

- ① 申請書を5月8日(金)から順次郵送します
 - ② 同封する返信封筒により郵送で申請してください(オンライン申請は裏面参照)
 - ③ 5月下旬より順次、指定の口座へ振込みます
- ※) 特に緊急を要し、早急な給付金の受け取りが必要な方は役場担当窓口へご相談ください
- ※) 配偶者からの暴力(DV)を理由に避難している方は、今お住いの市町村へ事前にご相談ください

受付から申請までのスケジュール

・申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月です。(令和2年8月7日まで)

5月 2日(土)	オンラインによる申請受付開始
5月 8日(金)	申請書郵送開始
5月11日(月)	受付開始
5月下旬~	給付金を指定口座へ振込み開始(順次)
8月 7日(金)	受付終了

担当窓口・問い合わせ先

- ◆ 宮田村役場 住民課住民係(電話:85-3183)
- ◆ 当面の間、休日相談窓口を開設します(場所:役場 住民課)

(開設時間:8時30分から17時00分まで)

支給条件

支給対象者

- ・基準日（令和2年4月27日）に、宮田村の住民基本台帳に記録されている方
- ・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

支給金額

- ・世帯構成員1人につき10万円

申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)及び(2)を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行います

(1) 郵送申請方式

- ・宮田村から世帯主宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに返信封筒により宮田村へ郵送

(2) オンライン申請方式（5月2日から入力できます）

- ・申請入力に必要なもの →マイナンバーカード、パソコン、ICカードリーダーライター
- ・検索エンジンで「マイナポータルぴったりサービス」と入力し検索
- ・マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

特別定額給付金に関する問い合わせ

宮田村役場 住民課住民係 電話番号 85-3183
開庁時間 平日：8時30分から17時15分まで
休日：8時30分から17時00分まで
（当面の間、休日相談窓口を開設します）

総務省においてコールセンターが開設されています。
⇒総務省コールセンター
電話番号 03-5638-5855
応対時間 9時00分から18時30分まで（土曜・日曜・祝日を除く）